



平成21年8月27日

統括本部政策監グループ 中島

内線 1470 直通 0952-25-7351

E-mail: seisakukan-g@pref.saga.lg.jp

農林水産商工本部 白井

内線 2103 直通 0952-25-7091

E-mail: nousuishou-g@pref.saga.lg.jp

「アラブ首長国連邦に向けて輸出された日本産牛肉に係る報告書」及び「諸外国に向けて輸出された及び外国（地域）より輸入された植物に係る報告書」を農林水産省へ提出しました

本日（8月27日）、佐賀県は、農林水産省消費・安全局長に対し、佐賀県職員が平成20年9月及び11月の2回、家畜伝染病予防法に基づく動物検疫を受けずに、アラブ首長国連邦（以下「UAE」という。）のドバイへ牛肉を持ち出した問題、そして同じく平成18年9月から21年3月までの間に6回にわたり、植物防疫法に基づく植物検疫を受けずに果物などの輸出入を行った問題に関して、報告書を提出しました。

このたびは、本県職員が家畜伝染病予防法及びUAEとわが国が取り交わした輸出条件に違反する行為を行ったこと並びに平成21年3月に農林水産省へ行った報告が事実と異なるものであったこと、さらにはそのことにより、再度の調査を行うこととなり、本件に関する報告にここまで時間を要したことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

また、本県職員に植物防疫法に違反する行為がありましたこと、また、そのことを県自ら公表・報告するに至らなかったことを重ねてお詫び申し上げます。

本来、法令を率先して守るべき立場の県がこのような事態を引き起こしたことについて、深く反省しております。

以下、その経緯を含め、今回提出した報告書の内容について御説明します。

1 牛肉輸出問題の経緯

【違反事案】平成20年9月の輸出

平成20年9月17日から18日にかけて、佐賀県農林水産商工本部流通課の職員が、家畜伝染病予防法に基づく動物検疫を受けずに、現地シェフを対象とした県主催の試食会用サンプルとして、アラブ首長国連邦のドバイへ牛肉8.4

キログラムを持ち出したものです。

【違反事案】平成20年11月の輸出

平成20年11月23日から24日にかけて、同じく県流通課の職員が、在ドバイ日本国総領事館が主催する「ナショナルデーレセプション」における佐賀牛の提供と展示を行うため、動物検疫を受けずにドバイへ牛肉15.7キログラムを持ち出したものです。

いずれの場合も、職員は冷凍した牛肉をスーツケースに入れ、福岡空港を経由し、関西国際空港から持ち出しました。

上記2件の輸出が家畜伝染病予防法及びUAEとわが国との間で取り交わした輸出条件に違反するものとして、農林水産省から事実関係の報告を求められ、県農林水産商工本部が平成21年3月に報告を行いました。その内容に農林水産省が把握されている事実関係と異なる点が見られるとして、3月30日付け文書で同省の消費・安全局長から、事実関係の再検証を行い、これを徹底的に解明するとともに、具体的な再発防止策について改めて報告するよう要請がありました。

2 「アラブ首長国連邦に向けて輸出された日本産牛肉に係る報告書」の概要

(1) 今回の報告書の目的と手順

【目的】

県職員が法に基づく輸出検疫等の手続を経ずに、牛肉をUAEに輸出した件について、事実関係の再検証と徹底解明及び再発防止策の策定を行うもの

【手順】

外部の第三者（弁護士）をリーダーとする「再調査チーム」を設置し、事実関係を調査

再調査チームから得た事実関係と検証結果をもとに、県としての本件輸出に対する認識を確認

具体的な再発防止策について検討

～ の結果を取りまとめ、県の報告書として農林水産省へ提出

(2) 再調査チームによる調査の実施

再調査チームによる事実関係の調査は、県の公文書等や、関係職員の個人管理資料、業務用パソコン内の保存ファイル、本件輸出に関与した職員によ

るインターネット閲覧記録などの各種記録の調査、また関係者に対するヒアリングや今回の牛肉の輸出ルートとなった福岡空港から関西国際空港までの現況調査などにより実施しました。

(3) 再調査チームによる事実関係の検討

【平成20年9月輸出に関する検討】

本件輸出を行った職員が、9月の輸出前から動物検疫所のホームページを閲覧していた事実が確認されており、職員はここで得られた情報から牛肉の輸出にあたり動物検疫を受けなければいけないことを認識していました。

【平成20年11月輸出に関する検討】

引き続き動物検疫所のホームページが閲覧されていたことに加え、本件輸出を行った職員は10月末に動物検疫所に問い合わせを行い、具体的な輸出検疫の手续や、ハラール証明のない牛肉は動物検疫所において輸出が許可されないという情報をあらかじめ入手していました。

(4) 再調査チームから提出された報告書(「牛肉輸出問題再調査報告書」以下「再調査レポート」)の結論

【県職員の法令違反の認識について】

9月及び11月の輸出において、これを行った各職員は、動物検疫を受ける必要があるのにこれを受けずに牛肉を輸出することを認識していたというべきであり、いずれも法令違反の認識がありました。

なお、9月の輸出においては、輸出を行った職員の法令違反の認識の程度が、「事実上問題になることはない」といったものであり、また、サンプル提供を目的とする比較的少量の牛肉の輸出の場合でも動物検疫が必要であるという情報が、他の流通課職員と共有されていたと見ることはできないとされています。

一方、11月の輸出においては、職員が動物検疫所からの情報で、ハラール証明のない牛肉は動物検疫所において輸出が許可されないということを事前に知っており、その後、結果的にハラール証明を取ることができなかったことから、職員が輸出を行うにあたっては「輸出が許可されないものを輸出する」という認識がありました。この認識の点で11月の輸出は9月の輸出とは異なっており、その程度は「問題になるかもしれない」といったものでした。また、動物検疫所からの問い合わせで得た情報は、当時の流通課にとって重要なものであり、またこの問い合わせが上司の指示によ

るものであったことから、この情報及び認識は流通課職員に共有されていたとみるべきであるとされています。

(5) 再調査レポートの県としての受け止め

再調査レポートは、客観的資料の調査や関係者からの聴取あるいは状況確認など、つぶさに事実を検証し、その事実認定を基に、きわめて慎重に検討を加えたうえで結論を導き出したものであることから、県としてこの調査結果を重く受け止め、この結果をそのまま受け入れて県の調査結果とすることとしました。

3 植物輸出入問題の経緯

牛肉輸出問題に関連した、佐賀県職員措置請求書に基づく7月30日付け「佐賀県職員措置請求監査報告書」において、県職員が果物等を海外に持出していた事実が公表されました。

このことにより、県は本年8月4日に農林水産省から事実関係に関する調査の指示を受け、8月14日に同省に報告を行いました。

この調査において、本県職員が平成18年度から平成20年度までの3年間に、植物防疫法に基づく輸出入検疫を受けることなく、梨や米、みかん、豆類の輸出入を行うという違法行為を計6回行っていた事実が確認されました。

その上で、原因の究明のため県として独自に追加調査を行いました。

未検疫の植物輸出入事案（概要）

	品目	数量等	渡航日	目的国 (地域)	輸出入 の別	検疫の 有無	使用目的
1	梨(新高)	5個	平成18年 9月20日	青島	輸出	無	梨輸出に係る青島日本人会 へのお土産(運動会の景品 として使用)
2	米(七タコシ ヒカリ)	4kg	平成19年 8月15日	台湾	"	無	PRレセプションの食材(県産 ハウスみかんの台湾でのプ ロモーション時)
3	ハウスみかん	9.6kg	平成20年 6月6日	ドバイ	"	無	佐賀牛中東市場開拓に係る 関係機関へのお土産
4	"	16.2kg	平成20年 7月17日	"	"	無	佐賀牛中東市場開拓に係る 最高級ホテル等へのお土産
5	"	5kg	平成20年 8月23日	"	"	無	最高級ホテルでの取扱いに 向けたお土産

6	インゲンマメ、アズキ、エンドウマメ、ダイズ	合計 4 斤 (2.4kg) (各 600g)	平成 21 年 3 月 12 日	台湾	輸入	無	佐賀県物産展の実演販売で使用する「餡」を試作するため
---	-----------------------	-------------------------------	---------------------	----	----	---	----------------------------

(1～5 は輸出、6 は輸入)

4 「諸外国に向けて輸出された及び外国（地域）より輸入された植物に係る報告書」の概要

(1) 今回の報告書の目的と手順

【目的】

県職員が植物防疫法に基づく輸出検疫等の手続を経ずに、植物を諸外国に向けて輸出、及び外国（地域）より輸入した件について、事実関係の検証と徹底説明及び再発防止策の策定を行うもの

【手順】

農林水産商工本部内における事実関係の調査と、統括本部による客観的な視点を交えた検証

具体的な再発防止策について検討

及び の結果を取りまとめ、県の報告書として農林水産省へ提出

(2) 植物防疫法について

植物防疫法では、植物等を持ち出す先の相手国（地域）が示す植物等の品目について、当該国が植物検疫を求めている場合に、日本国内において植物検疫を実施し証明書を発行する仕組みとなっています。すなわち、相手国（地域）や持ち出す品目により、植物検疫の要否が決まることとなっています。

海外からの持ち込みについても、同様の取り扱いとなっています。

このため、植物等を外国（地域）に持ち出そうとする者には、自身の持ち出そうとしているものが、検査が必要なものであるか否かを確認し、必要であれば、持ち出す前に日本国内の植物防疫所にその品物を持ち込み、証明書を得ることが求められています。

また、植物等を海外から持ち込もうとする者には、検査の必要性を確認のうえ、輸入時に植物防疫官による検査を受けることが求められています。

職員が行った各違反事案についても当然そのような対応が求められるものでした。

(3) 県職員の法令違反の認識について

【輸出事務に長く携わっている職員】

「検疫を通さなくても少量であれば問題にされることはない」とか、「事実上許されているだろう」といった誤った考えから持ち出しを行っており、持ち出しにあたって法令違反の認識があったものと認められます。

【上記以外の職員】

植物検疫の詳細については知らなかったにせよ、「事実上問題になることはないだろう」と考え、調査・確認を行おうとしなかったことを考慮すると、少なくとも、「仮に違法ケースに該当したとしても、事実上問題にはならないので構わない」という程度の法令違反の認識はあったものと考えられます。

【輸入を行った職員】

日本国内に持ち込む植物が植物防疫法に抵触するかどうかをインターネットで調べたとはいえ、確証が得られないという認識を持っていたにもかかわらず入国の際に植物検疫所に申告をしなかったことから、一定程度の法令違反の認識があったと言わざるを得ません。

(4) 法令違反が行われた背景

事業実績を追求する中で心理的なプレッシャーがあったこと

流通課では毎年度、限られた時間で達成が難しい目標を次々に掲げ、事業を推進してきました。このように流通課の職員には常に相当な気負いを持ちつつ心理的なプレッシャーが働いており、事業成果を求めることが優先されていた中で、上司も部下も植物検疫についての対応を改めようとしませんでした。

流通課内で違法行為が常態化していた原因

当初は、植物検疫の必要性はわかっていたのですが、時間の経過とともに、「違法な状態で持ち出した」ことを問題視する意識が希薄になる一方、「果物などを植物検疫を受けずに持ち出した」ということが、職員の間で共有され、誤った認識が固定化していきました。

5 本事案（牛肉輸出及び植物輸出入）が生じた原因分析

【違法な輸出が行われた原因】

- ・職員に法令遵守意識が欠如しており、事業の実施を優先したことです。
- ・違法性を認識しながらも、「お土産・サンプルの場合は検疫の必要はない。」など、自分たちに都合のいい理屈に頼り、これを改めませんでした。

【牛肉輸出に関し、農林水産省へ事実と異なる報告を行った原因】

- ・輸出を行った当事者である流通課に報告書案を作成させたことです。
- ・担当本部、関係本部から知事まで行った報告においても、担当課の提供する情報に基づいて判断し、チェックがききませんでした。

【組織上の問題】

- ・担当課においては、事業推進ムード一色で、慎重な議論を行うことがなく、慎重論を言い出しにくい状況でした。
- ・本部や県の段階においても、流通課が提示する情報について客観的な問題提起や検証が行われず、きちんとした議論がなされませんでした。

【植物検疫の件について、県から公表を行わなかった原因】

- ・自ら公表し信頼を回復しようとする姿勢の欠如
不祥事案については、速やかに公開して反省し、再発防止策を検討・実施していくことで、県民の皆様の信頼を回復し、今後の施策に活かしていくという観点が欠けていました。
- ・法令遵守意識の欠如
農林水産商工本部では、動物検疫の関係のみに視点が集中し、関連して発生しうる問題について思いが及ばず、組織で共有することができませんでした。また、動物検疫問題に関わったその他の部署の職員も、植物検疫など関連する法令にも問題が及ぶ可能性を十分検討せず、結果として指摘を行うことができませんでした。

6 再発防止策

以上の原因分析を踏まえ、次の再発防止策を講じることとします。

(1) 法令遵守等の徹底

法令違反を許容しないことや説明責任を果たすことを公務遂行にあたっての絶対価値とし佐賀県コンプライアンス基本方針に明示し、徹底
公益通報制度に対する職員の理解の促進
職員のための相談窓口を統括本部内に設置

(2) 法制度の把握・確認の徹底

法令を確認することの徹底（関係法令のチェックの徹底、法制担当員への情報共有の徹底 など）
専門家の活用（専門業者に委託し、県職員自らの持ち込みは原則行わない。）
幹部職員を含めた貿易関連法規の勉強会など実務研修の実施
貿易関連法令手続等のノウハウの蓄積

(3) 輸出促進事業の見直し

輸出促進協議会体制の刷新（会長職を流通課長から変更など）

輸出促進協議会内部における監査体制の見直し（監査回数の増加など）

輸出促進事業の仕事の「見える化」（責任の所在の明確化と情報共有の徹底、担当職員の仕事の進捗を複数の目で管理など。）

(4) 組織マネジメントの向上

所属長の役割を整理し、マネジメント力を向上

失敗事例集の共有による組織の危機対応力の向上

不祥事案については、県の危機管理を所管する統括本部が主導

(5) 輸出促進事業に係る再発防止策の確認フォロー体制の構築

7 お詫びと再発防止への決意

今回の件につきましては、農林水産省はじめ国の関係各省や関係事業者の皆さま、これまで本県の農産物の輸出促進事業に御支援いただいた多くの皆さま、そして県民の皆さまの信頼を大きく損ねるものとなりました。ここに改めて、心よりお詫び申し上げます。

また、牛肉輸出問題に関する 3 月の農林水産省への報告内容が事実と異なるものであったこと、また、そのことで、改めての実態解明と御報告にさらなる期間を要したこと及び植物輸出入問題についてこれを速やかに公表しなかったことにつきましても、重ねてお詫び申し上げます。

県として、これまでコンプライアンスの確立に向け取り組んでまいりましたが、個々の職員レベルにおいても組織マネジメントレベルにおいても、最も基本的な「法令違反をしない」ということが徹底できていなかったと言わざるを得ません。

これまでの取組手法を見直し、もう一度基本に立ち返り、コンプライアンスの確立に向け真摯に取り組んでいきたいと考えております。

佐賀県としては、今回の件を教訓として、今後、皆さまの信頼を一日も早く回復するため、組織を挙げて再発防止に向けた徹底した取組を進め、県組織の質の向上に努めてまいります。